

# 守っていますか？ ごみの分別・排出ルール



千葉市では、ごみの分別・排出ルールを守らないで出されたごみについては収集しない「取り残し」を強化していますが、未だに、分別が不十分であったり、指定袋を使わないなど基本的なルールを守っていただけない方も多いことから、「千葉市廃棄物の適正処理及び再利用等に関する条例」を改正し、分別・排出ルールを守らない方に対する指導制度を平成23年4月から運用しています。

## ✓ 決められた日時に出していますか？

家庭ごみは収集日の早朝から朝8時までに出しましょう。

### 決められた日時に出さないと…

ごみステーション付近の方に迷惑がかかったり、カラス被害などの原因になります。

## ✓ 決められた場所に出していますか？

各地域で決められたごみステーションに出しましょう。

### 決められた場所に出さないと…

不法投棄となり、法律で厳しく罰せられることがあります。

## ✓ 分別して出していますか？

「家庭ごみと資源物の出し方一覧表」を読み、分別ルールを守りましょう。

### 分別して出さないと…

正しく分別されないと再資源化できません。危険物が混ざると収集後の火災の原因にもなります。

## ✓ 決められた容器で出していますか？

指定袋等決められた容器で出しましょう。

### 決められた容器で出さないと…

レジ袋では破れて中身が散乱したり、ごみ収集時に分別状況の確認ができません。

分別・排出ルール違反のごみについては、市職員が開封調査等を行い、改善を促すため、排出者を特定して訪問指導等を行います。

繰り返し指導等をしてしても分別・排出ルールを守れない場合、2千円以下の過料(いわゆるあやまち料)が適用されることがあります。



## 指導等の流れ

